

最高裁秘書第46号

令和4年1月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

令和3年12月13日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

令和2年度在外公館赴任前研修（第5部研修）に参加した裁判官が誰であるかが分かる文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第141号

令和4年1月21日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和2年度在外公館赴任前研修（第5部研修）に参加した裁判官が誰であるか  
が分かる文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年12月16日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第51号

(2) 謝問日

令和4年1月17日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第142号

令和4年1月21日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情） 諮問第51号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和4年1月17日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、不開示部分が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号及び同条第6号に定める不開示事由に相当するか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

令和2年度在外公館赴任前研修（第5部研修）に参加した裁判官が誰であるかが分かる文書

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和3年12月13日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示文書は、令和2年度在外公館赴任前研修に際して作成された研修員推薦名簿である。

(2) 名簿の標題以外の部分は一行ごとに一体として各裁判官の個人識別情報（法第5条第1号）に相当する。このうち、氏名、ふりがな、現所属、技官・事務官の別、生年月日（西暦）、年齢、試験区分及び採用年次の各欄に記載された情報（以下、「氏名等」という。）は、慣行として公にされている情報（法第5条第1号ただし書イ）ではあるが、本研修が在外公館への赴任の発令前に行

われる研修であることから、本研修に参加した裁判官の氏名等を公にすると、裁判官の人事管理に関する機微な情報が明らかとなり、事情変更により当該裁判官が在外公館に赴任しなかった場合等に無用な憶測を生じさせるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号ニの不開示情報に相当する。

また、氏名等以外の各欄に記載された情報については、法第5条第1号ただし書イからハまでに相当する事情はなく、さらに、本研修が在外公館への赴任の発令前に行われる研修であることから、当該情報を公にすると、裁判官の人事管理に関する機微な情報が明らかとなり、事情変更により当該裁判官が在外公館に赴任しなかった場合等に無用な憶測を生じさせるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号及び同条第6号ニの不開示情報に相当する。

- (3) 名簿欄外に記載された担当者の電話番号及びメールアドレスは、いずれも公表しておらず、これらの情報を公にした場合、職務に関係のない電話やメールの送信によって職務に必要な連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書の不開示情報に相当する。
- (4) よって、原判断は相当である。